

【益田圏域における専門医への紹介基準の目安】

平成 26 年 4 月

◆糖尿病専門医への紹介基準

<緊急的に糖尿病専門医へ紹介すべき基準>

以下の①～④のうち、いずれかひとつでもあてはまる場合は、糖尿病専門医に紹介すべきである。

- ①新規 1 型糖尿病発症の疑いがある場合：急激な体重減少、倦怠感、腹痛などの症状が強い場合、特に尿中ケトン体陽性の場合
- ②高血糖を伴う意識障害のある場合
- ③妊娠糖尿病及び糖尿病合併妊娠
- ④シックデイのため食事摂取不可能となっているインスリン治療中の症例

<糖尿病専門医への紹介を推奨する基準>

以下の⑤～⑧のうち、いずれかひとつでもあてはまる場合は、一度は糖尿病専門医に紹介し、早期に血糖コントロールを良好に保つことを推奨する。

- ⑤HbA1c8.4%以上が3ヶ月以上持続している場合
- ⑥尿たんぱく持続陽性で、入院歴のない場合
- ⑦光凝固治療など眼科での糖尿病網膜症の治療が必要な血糖コントロール不良な場合
- ⑧足病変が認められる場合（潰瘍が径2cm未満、深さ5mm未満で局所治療により2週間以内で改善しないもの。あるいは潰瘍径2cm以上、深さ5mm以上の場合）

◆眼科医への紹介基準

◎年1～2回は眼科受診による評価が必要

◆歯科医への紹介基準

◎半年に1回程度の定期受診を推奨